

わたしたち花巻市議会の考え

健全な自治体運営にとって、
議会が果たす役割はますます高まっています。



しかしながら、
議会の役割や議員の活動を市民に理解してもらう努力が不十分であったことなど、
改善すべき点が多々あります。



そこで、議会改革に取り組むこととなりました。
議会改革は、皆さんの暮らしと直結します。

条例策定にあたっては、
議会への民意の反映や議会の情報公開、議決機関としての責任
といったそれぞれの機能を充実させる事を考えています。

これまでの経緯

・花巻市議会ではこれまでも、一般質問の質問回数の制限撤廃や予算・決算特別委員会もインターネット中継に加えるなど議会改革に努めてきました。その流れを受け、議会基本条例の制定に取り組むこととなり、昨年9月に任意の議会改革検討委員会を設置し条例策定に向けた準備に入りました。

・昨年12月の定例会において、議長を除く議員全員で構成する「議会改革検討特別委員会」を設置し、その中にそれぞれ7人からなる2つの小委員会を設けました。

議会改革検討特別委員会

議会基本条例検討小委員会

議員定数検討小委員会

花巻市議会が考えている議会基本条例とは

・議会の活性化

・市民との協働

・行政への監視機能の強化

上記の3点を柱に27条から成る素案をまとめました。
以下、一部を要約して紹介致します。

(議会報告会)

・市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と情報や意見を自由に交換する議会報告会を行います。

市民の意見を広く聴くための報告会開催を定めています。

(市民参加)

・議会活動の情報公開を徹底し、市民への説明責任を十分に果たします。
・本会議のほか、委員会、議員全員協議会を原則公開とします。

議会活動の市民への十分な説明を約束しています。会議の公開による情報提供を定めています。

(委員会の適切運営)

・委員会は審査にあたって、市民に対し積極的に情報公開を行い、市民と情報や意見を自由に交換する場を設けるよう努めます。

これまでの議会の中だけでの活動から外に出て情報を発信し意見を取り入れるために、市民と自由に意見交換できる場を設けるとしています。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

・議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

政策の正当性や実施方法について詳しく審議するための資料提供を求める規定です。